

## 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 及び申請に関する Q&A

### 申請の可否

Q. 令和4年度の「課税標準の額」や「市町村民税の調整控除の額」がわからない、または判定額の計算に不安がある。

A. 支給対象かわからない場合は、必ず申請してください。所得制限による対象外となった場合、学校より理由を添えて通知をいたします。月を遡っての申請はシステム上出来ませんのでご注意ください。

Q. マイナンバーカードをまだ作っていない(通知カードのみ所持・または紛失)。申請できるか。

A. マイナンバーカードがない場合でも、通知カードや個人番号を記載した住民票等があれば申請できます。国籍に関わらず、2015(平成27)年10月以降国内に住所を有したことのある方は全て個人番号が付与されています。

Q. 令和4年1月1日時点で海外在住の親権者がいる。申請できるか。

A. 申請可能です。国内在住の親権者がいる場合、その親権者が所得要件を満たしていれば、基本額(118,800円/年)のみ支給されますが、加算はありません。親権者全員が海外在住の場合は、基本額(118,800円/年)のみ支給されます。

Q. 令和3年分の確定申告をしておらず(または遅れて申告し)、税額が確認が確認できない。申請できるか。

A. 正確な申告に基づく課税がされていないと審査を行うことが出来ません。まだ申告していない場合は、事務室に連絡するとともに早急に申告手続きを行ってください。遅れて申告している場合は、審査結果が遅れる場合があります。

Q. 入力期間内に手続きできなかった。今から申請できるか？

A. 申請は可能ですが月割計算となりますので、支援金が出ない月が生じる可能性があります(申請の遅れによる不支給は、埼玉県の補助金では補填しません)。速やかに事務室にお申し出ください。

### 意向登録・継続意向登録

Q. 申請するつもりだった、または昌平スカラシップ生だが、誤って「所得制限に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択・登録してしまった。

Q. 継続支給を希望するつもりだった、または昌平スカラシップ生だが、誤って「受給権を放棄します。」を選択・登録してしまった。

**(注) 昌平スカラシップ生は所得状況に関わらず、必ず申請が必要です。**

A. 登録後は、ご自身で訂正することが出来ません。意向登録を解除しますので、事務室までご連絡ください。解除完了後、意向登録及び受給資格認定申請の操作を行ってください。

## 保護者情報

Q. 間違った生年月日を登録・申請してしまった。

- A. 県が各市町村に税額照会する際に、正確な生年月日が必要です。誤った生年月日の場合、照会ができません。申請を完了すると、ご自身で訂正することは出来ません。その場合、申請を差し戻しますのので、事務室までご連絡ください。差し戻し後、「新規申請」「続きから再開する」「保護者等の変動(追加・削除)はありません」を選択したうえで、正しい生年月日に修正してください。

## 収入状況の提出

Q. 親権者2名のうち1名は収入がない(または扶養範囲内)ので、親権者1名分の収入状況を提出すればよいか？

Q. 親権者2名のうち1名はマイナンバーカードを作っていない(通知カードのみ所持)ので、マイナンバーカードを持っている親権者1名分の収入状況を提出すればよいか？

- A. **親権者が2名いる場合は、収入の有無等に関わらず親権者2名分の収入状況の提出が必要です。**マニュアル「②新規申請編」12ページの図「収入状況の提出が必要な方」に沿って質問が表示されますので、該当するものを選択してください。

**誤って1名分で申請した場合は、差戻しますので事務室までご連絡ください。**解除完了後、「新規申請」「続きから再開する」「保護者等の変動(追加・削除)があります」を選択したうえで、「収入状況の確認が必要な方」は「親権者(両親)2名分の収入状況を提出します」を選択してください。2名分の保護者等情報の入力画面に遷移します。

Q. 現在、離婚調停中により配偶者の収入状況を提出できない。

- A. 親権者2名の個人番号が記載された住民票を取得し、収入状況提出方法は「個人番号を入力する」を選択し、提出してください。なお正式に離婚が成立した場合、「保護者等情報変更届出」が必要になりますので、必ず事務室まで連絡し指示に従ってください。

Q. 配偶者と別居中だが、親権者2名分の収入状況の提出が必要か。

- A. 原則として2名分の提出が必要です。ただし、DV・虐待等の被害を受けて避難しており、親権者の一方に接触することで危害が及ぶなどのやむを得ない事情の場合は、1名分での提出が認められることがあります。詳細は事務室にお問い合わせください。

Q. DV・虐待等の被害を受けて避難しているが、マイナンバーの利用に関する記録により、所在地につながる情報が加害側に伝わることを避けたい。

- A. 所在の都道府県名または市町村名を秘匿することが可能です。希望される方は、事務室にお申し出ください。

Q. 離婚・死別等により保護者(親権者)が1人の場合、収入状況の提出は1名分でよいか。

- A. 1名分の提出で結構です。ただし、1名分のみを提出した場合、学校で把握している状況と異なる場合などはその理由を確認することがあります。

**Q. 年度途中で修正申告が必要となった、または税の更正が発生した。**

- A. 課税額が変わると支援金額も変わることがあります。事務室までご連絡ください。

**Q. 「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択し、手順に従ったがエラーとなる。**

- A. 入力した氏名・生年月日等に誤りはないか確認してください。入力内容が正しい場合、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-Shien) の利用に関する FAQ」の No.21～28 をご参照ください(右 QR コードから閲覧できます)。それでもエラーとなる場合は、収入状況の提出方法を「個人番号を入力する」に切り替えて申請してください。



**Q. 間違った個人番号を入力・申請してしまった。**

- A. 県が各市町村に税額照会する際にエラーとなります。申請を完了すると、ご自身で訂正することは出来ません。その場合、申請を差し戻しますので、事務室までご連絡ください。差し戻し後、「新規申請」「続きから再開する」「保護者等の変動(追加・削除)はありません」を選択したうえで、正しい個人番号に修正してください。

**Q. e-Shien に登録する課税地とは？**

- A. 令和4年1月1日時点の、住民票の届出住所(都道府県及び市区町村)です。

## その他

**Q. e-Shien のログイン ID 通知書を紛失してしまった。**

- A. 再発行が可能です。学校にご連絡ください。なお、他人に教えてしまった等による不利益に関して、学校は責任を負いかねます。卒業まで大切に保管してください。

**Q. 申請後、申請内容や申請結果を確認したい。**

- A. e-Shien にログインすることで、申請内容及び審査結果(認定・不認定)をご確認いただけます。ポータル画面の【認定状況】より詳細[表示]をクリックしてください(①共通編 P. 17～18 参照)。また、申請時にメールアドレスを入力している場合、審査完了メール(e-Shien@mext. go. jp)が届きます。

**Q. 入学前に離職などで収入が減少し、入学時も減少した状態が続いている。**

- A. 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度(家計急変制度)があります。また、通常の就学支援金の対象にならない方でも、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。事務室までご連絡ください。

## 収入状況の提出が必要な親権者等の選択

親権者の状況	収入状況の提出が必要な方	収入状況提出方法	課税地情報
親権者の一方に収入がない (扶養範囲内含む)の場合	◎ 親権者 2 名分の収入状況を提出できます。	◎ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する または ◎ 個人番号を入力する 12桁の個人番号を入力。	令和4年1月1日時点での住民票の届出住所(都道府県・市町村)を選択。
離婚・死別により親権者が1名の場合	◎ 親権者 1 名分の収入状況を提出できます。	◎ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する または ◎ 個人番号を入力する 12桁の個人番号を入力。	令和4年1月1日時点での住民票の届出住所(都道府県・市町村)を選択。
離婚調停中により収入状況を提出できない親権者がいる	◎ 親権者 2 名分の収入状況を提出できます。 該当親権者の住民票(個人番号あり)を取得し確認する。	◎ 個人番号を入力する 12桁の個人番号を入力。	令和4年1月1日時点での住民票の届出住所(都道府県・市町村)を選択。

令和4年1月1日時点で親権者が海外にいる場合

親権者の状況	収入状況の提出が必要な方	収入状況提出方法	課税地情報
過去に個人番号の交付を受けたことがある方	◎ 親権者 2 名分(離婚・死別は1名分)の収入状況を提出できます。	◎ 個人番号を入力する 分かる場合は12桁の個人番号を入力。不明の場合は空欄。	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない
親権者全員が過去に個人番号の交付を受けたことがない方	◎ 収入状況を提出できません。	—	—

※ 国籍に関わらず、2015(平成27)年10月以降国内に住所を有したことのある方は全て個人番号が付与されています。